

# 特集

---

**障害のある人に対する  
偏見や差別のない  
共生社会の実現に向けた取組**

障害者基本法第3条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とする旨を規定している。政府は、これまでも、同法や同法に基づき策定された障害者基本計画、障害者差別解消法等に基づき、政府一体となり、様々な取組を進めてきた（令和6年度における人権教育・啓発に関する取組については、「第2章 4 障害のある人」（44～53頁）のとおり）。

他方、令和6年7月3日、旧優生保護法を憲法違反とする最高裁判決が言い渡され、政府において様々な対応や取組が行われた。

ここでは、旧優生保護法をめぐる経緯や同判決を踏まえた令和6年度における政府の動向と同年12月27日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」において決定した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」について取り上げる。

## 1 旧優生保護法をめぐる経緯

昭和23年に制定され、平成8年に廃止された旧優生保護法に基づき、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由として、生殖を不能にする手術又は放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対し、平成31年4月24日に、議員立法により一時金支給法が成立し、公布・施行された。

また、同日、内閣総理大臣談話及び厚生労働大臣談話において、多くの方々が生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対し、政府としての深い反省とおわびが示された。

こうした中、令和6年7月3日、「旧優生保護法国家賠償請求訴訟」に関し、最高裁判所において、旧優生保護法の優生手術に関する規定を憲法違反とした上で、当該規定に係る国会議員の立法行為は、「国家賠償法」（昭和22年法律第125号）第1条第1項の適用上違法であり、国の損害賠償責任を認めるとする判決が言い渡された。同判決を受け、同月17日には岸田内閣総理大臣が旧優生保護法国家賠償請求訴訟の原告団の方々と面会し、政府を代表して心からの謝罪を申し上げるとともに、訴訟についても早急な解決に向けた取組を進めることを表明した。同年9月13日には、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）と優生保護法被害全国原告団及び優生保護法被害全国弁護団との間で、「係属訴訟の和解等のための合意書」が締結された。同合意書に基づき、旧優生保護法国家賠償請求訴訟の原告団の方々と和解手続を進め、同年11月15日、関連する訴訟の全件が終局した。



岸田内閣総理大臣と原告団等との面会の様子  
 出典：首相官邸ホームページ  
[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202407/17menkai.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202407/17menkai.html)

また、同年9月30日、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍男女共同参画）と優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会との間で、「基本合意書」が締結された。この基本合意書に基づき、優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たって、優生保護法被害全国原告団等と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行うこととされ、令和7年3月27日に「第1回旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」が開催された。

基本合意書の概要	
令和6年9月30日 原告団・弁護団・優生連・優生連との間で締結	
<b>趣旨</b>	<p>○ 令和6年9月13日の「医風訴訟の和解等のための合意書」、令和6年9月20日に開催した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」における総理指示に基づき、旧優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的な解決を目指し、令和6年9月30日、原告団・弁護団・優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）との間で「基本合意書」を締結。</p> <p>○ 今後、この合意書をもとに、<b>償還対策等の施策の具体化などのため、継続的・定期的な協議の場を創出し、被害者の被害の回復や優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向け、全力を尽くす。</b></p>
<b>合意書の内容</b>	<p>○ 国の責任と謝罪</p> <p>○ 超党派の議員連盟で検討中の新たな補償の仕組みに関する法律案に基づき、全ての優生保護法被害者に対する補償の実現を目指し、相談窓口の整備、情報保障、広報及び周知などに取り組む。</p> <p>○ 優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策、真相究明・再発防止のための調査・検証、偏見差別の根絶に向けた施策の推進等に取り組む。</p> <p>○ 優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たって、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生連と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行う。</p>

基本合意書の概要

訴訟を起こしていない方々も含めた幅広い方々を対象とする新たな補償については、最高裁判決を踏まえ、一時金支給法の全部を改正し、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けた者等に対する補償金等の支給等を定めた補償金等支給法が令和6年10月8日に議員立法により全会一致で可決・成立し、同月17日に公布、令和7年1月17日に施行された。補償金等支給法の前文では、国会及び政府は、最高裁判決を真摯に受け止め、憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する旨規定されている。

補償金等支給法の施行に併せて、石破内閣総理大臣が旧優生保護法国家賠償請求訴訟

の原告団の方々とは面会し、原告団の方々から、これまでの経験や思いなどを伺い、補償金等支給法に基づく新たな補償が被害者の方々に届くよう力を尽くしていくことを表明した。

こども家庭庁では、補償金等支給法に基づき補償金等の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、手話・字幕付きの動画や点字版リーフレット、特設サイト、新聞広告等による周知広報を実施するとともに、都道府県及び関係団体に対して積極的な周知広報を依頼する等、制度の周知に取り組んでいる。

**旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関する法律（概要）**

**背景・趣旨**

- 昭和23年に議員立法により成立した優生保護法に基づき、平成8年までに約2万5千件の優生手術を実施
- 平成30年の改正優生保護法に基づき優生手術を受けた者等に対し、適切な補償金を支払うこととされた
- 平成30年の改正優生保護法に基づき優生手術に関する訴訟が各地で提起されたこと等を踏まえ、平成31年に議員立法により「一時金支給法」を制定
- 一時金支給法は、優生手術を受けた本人を支援するものから一時金の交付を文書するものであり、国の賠償責任を明確化していない
- 令和6年7月2日 閣議決定による法律
- 旧優生保護法の優生手術に関する規定は、第13条（自己の意思に反して身体への処置を受けない自由を保障）及び14条1項（胎下の平準）に違反
- 旧優生保護法の優生手術に関する規定に係る閣議決定の違法行為は、国賠法の適用上違法

**概要**

**1. 目的**

国会及び政府は、最高裁判所判決を真摯に受け止め、特定配偶者に係る方々を差別し、生損を不届にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行した見地からの誤った目的に係る閣議を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪する。また、これらの方々を人工妊娠中絶を強いられたことについても、深く謝罪する

**2. 対象となる者**

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者（本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫等））  
 支給額：本人1500万円、特定配偶者500万円

**3. 優生手術等一時金の支給**

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方  
 支給額：200万円

**4. 人工妊娠中絶一時金の支給**

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方  
 又は旧優生保護法規定の優生上の要件（遺伝性疾患、精神障害）に該当する者  
 上記と同様の要件にある者として内閣府等に定めるもの  
 支給額：200万円（人工妊娠中絶等の届出がなかった場合にのみ適用）  
 ※3の優生手術等一時金を受けた場合は支給しない

**5. 請求期間**

2～4のいずれも施行日から起算して5年（期限に関する検討事項あり）

**6. 請求手続**

請求により、認定審査会の審査を経て、内閣府長官が決定

**7. 調査検証**

国は、優生手術等及び人工妊娠中絶に関する調査を行い、これらが行われた原因及び再発防止措置について検証を行う  
 施行日：公布日から3月を経過した日

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関する法律（概要）

**旧優生保護法補償金等支給法に係る周知広報等**

○ 補償金等の支給対象の方を一人でも多く相談、請求、受給に結びつけるべく、以下の周知広報の実施

**【謝罪広告（新聞）】**

- 憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行したことに対する国会及び政府の謝罪について、全国紙及び全国の地方紙に掲載

**【特設サイトによる周知】**

- 旧優生保護法補償金等支給法における補償金や人工妊娠中絶一時金等に係る情報を掲載した特設サイトをこども家庭庁のホームページに開設

**【障害特性に配慮した広報物の作成】**

- 聴覚障害：手話・字幕付き動画（特設サイトに掲載）
- 視覚障害：点字版リーフレット（各都道府県に配布、特設サイトに点字データを掲載）
- 知的障害：分かりやすいリーフレット（各都道府県に配布、特設サイトに掲載）

**【都道府県及び障害者関係団体と連携した周知・広報等】**

- リーフレットやポスターを作成
- 都道府県及び障害者関係団体と連携し、リーフレットの配布等による相談・請求を支援する施設職員や家族にも周知
- 医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全通知の再通知

**【テレビ広告、ラジオ広告、WEB広告、交通広告】**

- 全国放送のテレビ広告にて、制度の周知を実施
- 全国放送のラジオ広告にて、制度の周知を実施
- インターネット上でパナー広告を実施
- 全国主要都市で交通広告を実施

旧優生保護法補償金等支給法に係る周知広報等



石破内閣総理大臣と原告団等との面会の様子  
 出典：首相官邸ホームページ  
 (https://www.kantei.go.jp/jp/103/actions/202501/17menkai.html)



旧優生保護法補償金等リーフレット

## 2 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

令和6年7月17日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の原告団の方々との面会の場において、岸田内閣総理大臣は、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けて、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めて取組を強化するため、全府省庁による新たな体制を構築することを表明した。

これを受け政府は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての府省庁の閣僚を構成員とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置した。同本部は、全省庁におけるこれまでの取組を点検し、障害のある人に対する偏見や差別の根絶に向け、教育・啓発等を含めた取組を強化するため、人権や障害分野の有識者の

参画の下、旧優生保護法の被害者や障害当事者からの意見聴取を重ねつつ検討を進め、障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け政府全体で取り組むべき事項を取りまとめた障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（以下「行動計画」という。）を同年12月27日に策定した。

行動計画では、「これまで障害のある人が受けてきた差別、隔離、暴力、特別視はあってはならないものである。」とし、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、「わが国は、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見や差別をはじめ、障害のない人を基準とし障害のある人を劣っているとみなす態度や行動と決別しなければならない。」とした。その上で、「子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進」、「公務員の意識改革に向けた取組の強化」、「ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された『心のバリアフリー』の取組の強化」等を柱として、取り組むべき事項を整理した。今後は、速やかに施策を実行に移すとともに、障害者政策委員会における報告や意見聴取を経て、次期障害者基本計画などにも反映させていくこととし、外部有識者や障害当事者の参画の下で実施状況を監視する体制を強化していくこととしている。

法務省の人権擁護機関では、行動計画に基づき、令和6年度中に全国の法務局・地方法務局に対し、旧優生保護法に関する研修用DVDを配布し、人権相談や調査救済事務に従事する職員及び人権擁護委員を対象とする研修を実施した。また、公務員の意識改革に向けた取組の強化として、令和7年度に実施する国家公務員や地方公務員に対する研修において、旧優生保護法の歴史的経緯や被害当事者の声を取り入れることによる公務員に対する人権啓発の実施、ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化として、社会福祉協議会等と連携して、障害当事者の参画を得つつ、障害者スポーツ体験や文化芸術活動等と、人権擁護委員による人権教室とを組み合わせるなどした人権啓発活動の実施をすることとしている。さらに、人権相談窓口において、人権相談等を通じて障害のある人に関する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じ、その際、人権侵害性の有無にかかわらず、事案に応じて障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど、積極的に啓発を行っていくこととしている。

文部科学省では、行動計画に基づき、学校教育において障害に対する理解を深め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境の整備や、障害のある児童生徒等を支える取組を進めるとともに、障害のある人とない人が共にスポーツや文化・芸術活動を行う取組等を引き続き進めていくこととしている。

また、結婚、出産、子育てを含め、障害のある人がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害のある人の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要であるところ、障害のある人の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠である。

